

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
が休日には、そ  
の日の當日

平成八年六月十一日

鳥取県知事 西尾邑 次

## 鳥取県職務育成品種規程

## (趣旨)

第一条 この訓令は、県の試験研究機関において試験研究に従事する職員が育成した職務育成品種の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

一 品種 種苗法(昭和二十二年法律第二百五十五号。以下「法」という。)第一条の二

第四項に規定する品種をいう。

二 育成 法第七条第一項に規定する育成をいう。

三 品種登録 法第十条第一項に規定する品種登録をいう。

四 品種登録者 法第十二条の五第一項に規定する品種登録者をいう。

五 試験研究機関 農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場及び水産試験場をいう。

六 職員 試験研究機関に所属し、又は所属したことのある者をいう。

七 職務育成品種 職員が育成した品種であつて、その育成がその性質上当該職員に係る試験研究機関の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至つた行為が当該試験研究機関における当該職員の職務に属するものをいう。

八 育成者 職務育成品種を育成した職員をいう。

(職務育成品種審査会)

第三条 職務育成品種に關し知事が別に定める重要な事項を調査審議するため、職務育成品種審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、知事が別に定める。

## 鳥取県訓令第七号

鳥取県職務育成品種規程を次のように定める。

## (職務育成品種の届出等)

第四条 職員は、職務育成品種を育成したときは、直ちに職務育成品種育成届出書（様式第一号）を、その所属する試験研究機関の長（以下「所属長」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。この場合において、当該職務育成品種の育成者が二人以上あるときは、それらの者のうちから協議によって定められた代表者によって行うものとする。

- 2 所属長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、これに意見書（様式第二号）を添えて知事に届け出なければならない。

## (出願の決定)

第五条 知事は、前条第一項の規定による届出があつたときは、当該職務育成品種について県が品種登録の出願をするかどうかの決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聽くものとする。

- 3 知事は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を育成者及び所属長に通知するものとする。

## (出願等の制限)

第六条 第四条第一項の規定による届出をした育成者は、前条第一項の規定により県が品種登録の出願をしない旨の決定をするものとする。

品种登録を受けたものについて、必要があると認めるときは、当該品種登録者に対し、品種登録者の名義を県に変更する旨の決定をすることができるものとする。

## (名義の変更)

第七条 知事は、第五条第一項の規定により県が品種登録の出願をしない旨の決定をした職務育成品種で育成者が品種登録を受けたもの又は前条の規定に違反して育成者が品種登録を受けたものについて、必要があると認めるときは、当該品種登録者に対し、品種登録者の名義を県に変更する旨の決定をすることができるものとする。

- 2 第五条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

- 3 前項において準用する第五条第三項の規定による通知を受けた品種登録者は、直ちに、品種登録者名義変更承諾書（様式第三号）を知事に提出するとともに、品種登録

者の名義の変更の手続を行わなければならない。

## (品種登録等の通知)

第八条 知事は、職務育成品種について品種登録を受けたときは、その旨を育成者及び所属長に通知するものとする。職務育成品種について品種登録者の名義の県への変更を受けたときも、同様とする。

- 2 知事は、県が品種登録者となつた職務育成品種について、法第十二条の五第二項第一号に規定する許諾（以下「許諾」という。）を行つたとき、及び許諾による収入があつたときは、その内容及び収入額を育成者及び所属長に通知するものとする。

## (育成者の報告義務)

第九条 第五条第三項の規定により県が出願しない旨の決定の通知を受けた育成者は、第四条第一項の規定により届け出た職務育成品種に関し次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その旨を所属長を経由して知事に報告しなければならない。

- 一 品種登録の出願をしたとき。
- 二 品種登録を受けたとき。
- 三 第三者を承継人としたとき。
- 四 品種登録者の名義を変更したとき。
- 五 品種登録が消除されたとき。
- 六 許諾をしたとき（許諾の期間を更新し、又はその内容を変更した場合を含む。）。

- 2 前項の規定（同項第一号を除く。）は、第六条の規定に違反した育成者について準用する。

## (異議の申立て)

第十条 育成者は、第五条第一項又は第七条第一項の規定による決定に対し、異議があるときは、第五条第三項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定によ

- る通知を受けた日から六十日以内に、知事に対し文書をもつて異議の申立てをすることができる。
- 2 知事は、前項の規定による異議の申立てがあつたときは、異議の諾否を決定し、その旨を当該申立人に通知するものとする。

3 第五条第一項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

(補償金)

第十一條 知事は、職務育成品種について、県が品種登録を受け、品種登録者の名義を  
県に変更し、又は当該職務育成品種について県に許諾による収入があった場合において、当該職務育成品種の育成者から請求があつたときは、別に定めるところにより補  
償金を支払うものとする。

**第十二条** この訓令に定めるもののほか、職務育成品種の取扱いに関する必要な事項は、

附  
則

- 1 2 この訓令は、平成八年六月十一日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

職務育成品種育成届出書

年 月 日

様式第2号(第4条関係)

鳥取県知事様

職氏名（共同育成の場合は代表者）印

下記のとおり職務育成品種を育成したので、鳥取県職務育成品種規程第4条第1項の規定により届け出ます。

3 平成8年6月11日 火曜日

所 属	職 名	育成者の氏名	職務との関連	持分	備 考

- 3

- (1) 種苗法施行規則(昭和

- した職務育成品種の概要

- (2) 職務育成品裡的育成

注 1 「職務上の開通」欄には、試験研究機関における著者（著者）の職務の内容並びに職

【職務との連携】個人には、試験結果に於ける育成者の職務の内、  
養育品種の育成に關する事項及び期間を、具体的に記入すること

2 「持分」欄には、賃成者が2人以上あるときに限り、その持分を記入すること。

意見

年 月 日

鳥取県知事様

所屬長

三

年月日付けで届出のあった下記の職務育成品種について、職務育成品種規程第

平成8年6月11日 火曜日

## 鳥取県公報

4条第2項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

農林水産植物の種類		
品種名(育成系統名)	育成者の氏名	持分
品種の育成をした者		
職務との関連についての意見		
品種登録の可能性についての意見		
県が品種登録の出願を行うことについての意見		

印

示

下記の職務育成品種について、品種登録者の名義を鳥取県に変更することを承諾します。

記

- 1 農林水産植物の種類及び登録品種の名称
- 2 品種登録の番号
- 3 品種登録の年月日

## 鳥取県知事第四百五十七号

土地改良法（昭和三十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定によつて示す。

平成八年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

退任した役員の指名及び住所

理事 磯 田 俊 一 西伯郡西伯町大字鴨部 1-15-1  
平成八年五月十一日退任

鳥取県知事 様

所 属

職氏名  
⑩

品種登録者名義変更承諾書

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第二百四十九号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により示す。

## 鳥 取 県 公 報

平成八年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

一 開発許可の年月日及び種類

平成八年一月二十九日 鳥取県指令倉土維十第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市西倉吉町字鶴川

三 開発許可を受けた者の住所及る氏名

倉吉市西町117-15

田中住研

代表者 田中 健久

## 公安委員会公示

## 鳥取県公安委員会公示第1145号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百一十一号）第110条第三項の技術上の規格に適合しないもの認めめたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により公示する。

平成八年六月十一日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	サミー工業 株式会社			
申 請 者	住 所	東京都豊島区東池袋二丁目23-2			
申 請 者	法 人 に あ つ て は そ の 代 表 者	里見 治			
遊技機 の種類	遊 技 機 の 区 分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 間
回胴式 遊技機	規則第6条第2号 該当機	ファーフティーズ 株式会社	サミー工業 株式会社	640058	平成8年6月11日 から3年間
〃	アラジンマスター -X	〃	540409	〃	〃

## 人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成8年6月十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

### 鳥取県人事委員会規則第十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

「四種」を
〔四種（入事委員会が別に承認した場合にあつては二種）〕に

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第二号中「並びに第三号」を削り、同項第三号中「前項第一号」の下に「及び第三号」を加え、同項第四号中「七百五十円」を「千一百円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

公  
告

改める。

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成8年6月十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

### 鳥取県人事委員会規則第十六号

平成8年6月11日 火曜日

## 鳥取県公報

実施期日	時間	場所
平成8年8月5日(月)	午前9時30分から	米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第12会議室ほか
平成8年8月19日(月)	午前9時30分から	倉吉市東巣城町2 鳥取県中部総合事務所 第3会議室ほか
平成8年9月17日(火)	午前9時30分から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁職員会館 第2会議室ほか

(注) 受験申込みのときに受験希望月日を申し出ること。

(7) 隨意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

(8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部税務課  
鳥取市東町一丁目220

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成8年6月11日 火曜日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験対象者  
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第6条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

3 試験科目

- 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具及び鳥獣に関する知識）
- 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 狙砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあっては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

5 申込期限

## (2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成8年8月22日(木)	午前9時から	八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭総合事務所大 会議室	八頭郡に住所を有 する者

受験しようとする日の7日前まで

## 6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料4,800円（狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあっては、3,500円）

## (2) 納付方法

- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

## 7 その他

- 詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局農業振興課に問い合わせること。

## (3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成8年7月30日(火)	午前9時から	倉吉市東巌城町2 鳥取県中部総合事務所第 3会議室ほか	倉吉市又は東伯郡 に住所を有する者

## (4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成8年7月18日(木)	午前9時から	米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講 堂	米子市、境港市又 は西伯郡に住所を 有する者

- 1 対象者  
鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

## 2 実施期日等

- (1) 鳥取地方農林振興局管内

## (5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成8年7月16日(火)	午前9時から	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所大 会議室	日野郡に住所を有 する者

田曜火日11月6年8成平

実施期日	時間	場所	対象者
平成8年7月23日(火)	午前9時から	鳥取市東町一丁目220 県庁講堂	鳥取市、岩美郡又 は気高郡に住所を 有する者

## 3 講習

- (1) 科目  
ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

## 鳥取県公報

4	適性検査	(1) 講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性検査を行う。
	(2) 時間	3時間
	(3) 運動能力	農林振興局林業振興課に問い合わせること。
5	更新申込手続	(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。 (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚 (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあっては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
6	申込期間	平成8年6月11日
7	狩猟免許更新手数料及びその納付方法	(1) 納付方法 (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

## 8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。

平成8年6月4日に実施した第25回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小林 勝	藤澤 博	石田 司
吾郷 隆志	田邊 祐吉	赤坂 浩二
大原 博正	渡辺 富雄	濱本 喜彦
梶田 俊次	高西裕一郎	

鳥取県鳥取地方農林振興局管内 平成8年7月16日(火)まで  
鳥取県八頭地方農林振興局管内 平成8年8月15日(木)まで  
鳥取県倉吉地方農林振興局管内 平成8年7月23日(火)まで  
鳥取県米子地方農林振興局管内 平成8年7月11日(木)まで  
鳥取県日野地方農林振興局管内 平成8年7月9日(火)まで

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法  
(1) 納付方法  
(2) 納付方法